



令和元年8月9日  
海上保安庁

## パラオ海上保安当局(DMLE)職員に対する 海難訓練を実施！！

～ 河野外務大臣も海上保安庁モバイルコーポレーションチーム訓練を視察 ～

海上保安庁は、8月1日(木)から8日(木)までの間、パラオ共和国海上保安当局からの救難技術に関する指導要請を受け、「海上保安庁モバイルコーポレーションチーム」(MCT※)職員3名を、パラオに派遣し、心肺蘇生法や搬送法を中心とした海難救助に係る訓練のほか、曳航救助に関する研修等を実施しました。

2017年に日本財団からパラオに供与された小型船舶を使った海中転落者の救助・搬送訓練では、パラオ訪問中の河野外務大臣が視察され、訓練参加者に対し、「とても素晴らしい訓練でした。これからも業務を継続し、パラオの海の安全を守ってほしい。」との激励のお言葉がありました。

海上保安庁では今後もパラオとの協力を継続し、インド太平洋における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に貢献していきます。

### 1 日程等

派遣期間:8月1日(木)から8日(木)まで (8日間)

派遣先 :パラオ共和国

派遣者 :海上保安庁モバイルコーポレーションチーム  
総務部海上保安国際協力推進官 ほか2名

訓練対象:パラオ共和国海上保安・魚類・野生生物保護局海上法令執行部職員15名  
(DMLE:the Palau Bureau of Public Division of Marine Law Enforcement)

### 2 実施内容

(1)ロープワーク、搬送法、心肺蘇生法訓練

平成29年に実施した、ロープワーク、心肺蘇生法訓練等についての評価とフォローを実施しました。前回の研修内容を十分に理解している研修生も多く、MCTとともに初めて参加する研修生に対して技術の向上を図りました。

## (2) 曳航救助研修

パラオ周辺海域で曳航救助されることの多い小型漁船や小型ボートを対象船舶として、曳航救助の手法に関する研修を実施しました。DMLE 職員は、小型船舶をより安全に曳航する手法を熱心に学ぶとともに、日本財団から供与された大型船舶による曳航救助の方法についても質問があがるなど、MCT 職員と活発な意見を交換しました。

### 3 実施の様相



訓練のポイントについて説明する MCT 職員



搬送訓練を実施する DMLE 職員



河野外務大臣に訓練説明を行う樋口推進官



訓練参加者および河野大臣との集合写真

#### ※モバイルコーポレーションチーム (MCT)

平成29年10月に発足した、海上保安国際協力推進官を責任者とする能力向上支援の専従部門（海上保安庁モバイルコーポレーションチーム）。現在10名体制。支援対象機関の職員と共に、必要な支援内容を協議する等、信頼関係を構築しながら支援対象機関の要望にきめ細かく対応し、より一貫性・継続性のある能力向上支援を実施することで、相互の能力向上を図っている。